

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を第3項とし、第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とし、第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を第5項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、該当子を養育するために請求した場合は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を開始日とするこの条例による改正後の第8条2項の規定による請求を行おうとする職員は施行日前においても、規則の定めるところにより、請求を行うことができる。